



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年6月11日火曜日 第11号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務の委託.....（子育て支援課）... 106
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 106
 道路の区域変更（一般国道494号外）.....（中予地方局管理課）... 106
 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 107

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 107
 労働委員会第44期委員候補者の推薦.....（ " ）... 107

告 示

○愛媛県告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務を次のとおり委託した。
 令和元年6月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 社会福祉法人日本保育協会
 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 2 委託期間
 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

○愛媛県告示第169号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。
 令和元年6月11日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（中予地方局管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の中出をする漁業協同組合の名称
松山市高浜町1丁目2221-9 大木末広	松山市高浜町5丁目1504-11 中矢幹雄	松山市高浜町6丁目2248-10 仲矢喜代信	高浜	高浜町漁業協同組合
松山市高浜町6丁目1777-8 網矢隆	松山市高浜町5丁目乙74-214 網矢興三	松山市高浜町6丁目1613-11 網矢光憲	高浜	松山市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和元年6月11日から25日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年6月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員数	延長	備考
一般国道	494号	東温市河之内字池田甲3693番2地先	旧	メートル 14.2～15.5	キロメートル 0.011	
			新	15.5～28.9	0.011	
県道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字梅敷甲202番から 同市滑川字程野甲643番地先まで	旧	4.3～10.3	0.129	
			新	5.1～46.5	0.129	
"	松山川内線	東温市南方字町裏595番2地先から 同市南方字川上526番3地先まで	旧	10.2～10.5	0.285	
			新	10.5～12.3	0.285	

○愛媛県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松野町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年6月11日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和元年5月29日あったので公表する。

令和元年6月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2019年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2019年6月13日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

愛媛県労働委員会第44期委員候補者の推薦について

第43期愛媛県労働委員会委員の任期が令和元年9月3日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

令和元年6月11日

愛媛県知事 中村時広

1 推薦者の資格

- (1) 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定

に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

- (2) 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

令和元年6月11日（火）から7月1日（月）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を令和元年7月1日（月）までに愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書

- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

- ア 氏 名
- イ 生年月日
- ウ 本 籍
- エ 現 住 所
- オ 学 歴
- カ 経 歴

別記様式(4関係)

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名 ㊦

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会 {労働者委員} の候補者とし {使用者委員}

て次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合又は所属会社及びその地位	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項該当の有無

注 不要の文字は、抹消すること。